

財 関 第 7 2 1 号
平成 20 年 6 月 30 日

(各) 税関長 殿
沖縄地区税関長 殿

財務省関税局長
青 山 幸 恭

関税法基本通達等の一部改正について

国税不服審判所組織規則及び財務省組織規則の一部を改正する省令(平成 20 年財務省令第 47 号)の施行等に伴い、関税法基本通達(昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号)等の一部を下記のとおり改正し、平成 20 年 7 月 1 日から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

第 1 関税法基本通達の一部を次のように改正する。

別紙 1 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第 2 関税定率法基本通達(昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 101 号)の一部を次のように改正する。

別紙 2 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第 3 特例法基本通達(昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 103 号)の一部を次のように改正する。

別紙 3 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第 4 通関業法基本通達(昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 105 号)の一部を次のように改正する。

別紙 4 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第 5 税関様式関係通達(昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号)の一部を次のように改正する。

(税関様式の一部改正)

1. 税関様式 C 第 1020 号、C 第 1030 号、C 第 5020 号、C 第 5025 号、C 第 5060 号及び C 第 5081 号を別紙 5 - 1 から別紙 5 - 6 までのように改める。

(記載要領及び留意事項の一部改正)

別紙 5 - 7 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第 6 外国貿易等に関する統計基本通達(昭和 59 年 10 月 17 日蔵関第 1048 号)の一部を次のように改める。

別紙 6 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第 7 税関手続申請システムを使用して行わせることができる税関関係手続等及び利用申込手続の取扱いについて(平成 15 年 2 月 28 日財関第 196 号)の一部を次のように改める。

別紙 7 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第 8 税関官署の開庁時間について(平成 20 年 3 月 31 日財関第 348 号)の一部を次のように改める。

別紙 8 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。